

提案基準 8 地域振興に資する工場施設等の取扱いについて

(令和3年4月1日施行)

(適用の範囲)

第1 地域振興に資する工場施設、流通業務施設又は研究開発施設であって、次の各号の要件を満たすものに適用する。

(1) 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)において次に掲げる業種に分類される事業所であること。

ア 大分類E—製造業

イ 大分類H—運輸業、郵便業のうち、中分類43—道路旅客運送業(小分類432 一般乗用旅客自動車運送業及び小分類439 その他の道路旅客運送業を除く。)、中分類44—道路貨物運送業、中分類47—倉庫業及び中分類48—運輸に附帯するサービス業(小分類484 小包業に限る。)

ウ 大分類I—卸売業、小売業のうち、中分類50—各種商品卸売業から中分類55—その他の卸売業まで

エ 大分類L—学術研究、専門・技術サービス業のうち中分類71—学術・開発研究機関

オ 大分類N—生活関連サービス業、娯楽業のうち中分類78—洗濯・理容・美容・浴場業(小分類781 洗濯業に限る。)

(2) 建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げる工場又は同項第2号に掲げる建築物でないこと。

(立地)

第2 当該施設の立地については、水戸市の土地利用計画に支障がなく、かつ、周辺における土地利用と整合が図られるものであること。

(申請地等)

第3 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 高速自動車国道等のインターチェンジ(水戸インターチェンジ、水戸南インターチェンジ又は茨城町東インターチェンジに限る。)又は工業地域(米沢工業団地を除く。)から半径1キロメートルの区域内であること。

(2) 道路幅員9メートル以上の国道、県道又は市道に接していること。

2 工場施設にあつては、騒音、振動、煤煙、粉塵、悪臭等に対する環境保全対策が講じられていること。

3 工場施設にあつては、敷地の外周に幅3メートル以上の緑地帯を設置すること。ただし、周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合は、この限りでない。

(予定建築物の高さ)

第4 予定建築物の高さは、10メートル以下とすること。ただし、施設の性質上やむを得ない場合であつて、周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められるときは、この限りでない。

(申請地の面積)

第5 申請地の面積は、0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満とすること。

<提案基準 8 の解説>

(適用の範囲)

- 1 「工場施設」とは、第 1 (1) ア又はオに分類される事業所をいいます。
- 2 「流通業務施設」とは、第 1 (1) イ又はウに分類される事業所をいいます。
- 3 「研究開発施設」とは、第 1 (1) エに分類される事業所をいいます。

(申請地等)

「半径 1 キロメートルの区域内」については、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 「高速自動車国道等のインターチェンジ」にあつては、アクセス道路と一般道路の交差部を起点とし、申請地の過半が半径 1 キロメートルの区域内に存する場合を含めること。
- (2) 「工業地域」にあつては、申請地の過半が半径 1 キロメートルの区域内に存する場合を含めること。

(予定建築物の高さ)

建築基準法別表第 4 第 1 項(は)欄及び(に)欄(1)の基準を満たす場合に限り、20 メートルを限度とすることができます。